

町田市緑の保全と育成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市緑の保全と育成に関する条例の一部を改正する条例

町田市緑の保全と育成に関する条例（昭和５８年１２月町田市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（目的） 第１条 この条例は、<u>全ての市民が健康で快適な生活を営むことができ、かつ、自然と生活が調和した環境を将来の市民に引き継いでいく</u>ため、緑の保全と育成を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。 （市長の責務） 第２条 略	（目的） 第１条 この条例は、<u>すべての市民が健康で快適な生活を営むことができ、かつ、自然と生活が調和した環境を将来の市民に引継いでいく</u>ため、緑の保全と育成を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。 （市長の責務） 第２条 略 <u>２ 市長は、前項の目的を達成するうえで重要な事項については、町田市みどり委員会の意見を聞かなければならない。</u> <u>（委員会の設置）</u> <u>第５条 緑の保全と育成を図るため、市長の附属機関として町田市みどり委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> <u>（所掌事務）</u> <u>第６条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。</u> <u>（１） 緑の保全と育成にかかわる基本事項に関すること。</u> <u>（２） 著しく緑を損なうおそれのある事業及び行為に関すること。</u> <u>（３） その他緑の保全と育成に関すること。</u> <u>（組織）</u> <u>第７条 委員会は、市長が委嘱する学識経験を有する委員７人以内をもって組織する。</u> <u>２ 委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>（会長）</u>

(委任) 第5条 略	第8条 <u>委員会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。</u> 2 <u>会長は、会務を総理し、会議の議長になる。</u> 3 <u>会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</u> <u>(会議)</u> 第9条 <u>委員会は、会長が招集する。</u> 2 <u>委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。</u> 3 <u>委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u> <u>(審議結果の報告)</u> 第10条 <u>委員会の審議の結果は、その都度会長から市長に報告する。</u> (委任) 第11条 略
--------------------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年4月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。
- 次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前								
第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。 (1)～(31) 略 (32) <u>削除</u> (33)～(63) 略 別表（第3条関係） <table><tr><th>職名</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	職名	報酬額	略	略	第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。 (1)～(31) 略 (32) <u>みどり委員会委員</u> (33)～(63) 略 別表（第3条関係） <table><tr><th>職名</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	職名	報酬額	略	略
職名	報酬額								
略	略								
職名	報酬額								
略	略								

		みどり委 員会	会長 委員	日額 25,000円 日額 21,000円
略	略	略		略